

令和3年度
市立施設(幼稚園・保育所)
運営法人募集要項

(募集番号：2021年度第3号 豊幼稚園 豊保育園)

令和3年7月

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部

こども園推進課

本市では、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」（平成 24 年 12 月策定）及び「施設配置の最適化における公立施設の整備等の進め方について」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、市立施設（幼稚園・保育所）の民営化を進めているが、今回、下記の市立施設を対象に一体で幼保連携型認定こども園として運営できる法人を募集する。

1. 運営法人を募集する市立施設（募集番号：2021 年度第 3 号）

岡山市立豊幼稚園 岡山市東区西大寺川口 279 番地

岡山市豊保育園 岡山市東区西大寺川口 124 番地 2

2. 募集条件

募集条件は下記のとおりとする。

(1) 施設類型

幼保連携型認定こども園

(2) 利用定員

1 号認定児 30 人程度 2 号・3 号認定児 90 人程度 合計 120 人程度

(3) 土地

幼保連携型認定こども園を整備する土地は、下記の豊幼稚園敷地のみとし、豊保育園敷地は整備対象外とする。下記の土地は、本市が運営法人に無償貸与する。貸付期間は、賃貸借契約締結日から 30 年間とする。なお、土地の造成や工作物、地下埋設物の撤去等に費用が生ずる場合は、運営法人の負担とする。

	所 在	地 番	地 目	公簿地積
①	岡山市東区西大寺川口	279 番	学校用地	2,141 m ²
②	岡山市東区西大寺川口	281 番	学校用地	1,193 m ²
計	—	2 筆	—	3,334 m ²

(4) 建物等

上記の土地にある既存の建物及び設備（一部のフェンスを除く）は、岡山市において解体・撤去する。

幼保連携型認定こども園に必要な建物等は、上記の土地に運営法人が整備すること。

運営上必要なフェンスは、運営法人が設置すること。

園庭を広く確保することを意識して施設配置を計画すること。

工事中の園児の生活場所として、貸与する敷地内に岡山市が仮設園舎を建設することを計画している。仮設園舎の建設場所を事前協議時に確認した後に、施設配置を計画すること。

この場合、令和 6 年 4 月以降に岡山市において仮設園舎を解体するため、仮設園舎解体後に、園庭、駐車場等の整備を行うこと。

(5) 施設整備及び開園時期

施設整備：施設整備は、補助金内示後に運営法人が整備を開始し、原則として令和 6 年 3 月 31 日までに完工すること。但し、園庭、駐車場等の整備はこの限りではな

い。

開園時期：原則として令和6年4月1日

3. 応募資格

- (1) 学校法人又は社会福祉法人であって、令和3年4月1日時点で幼稚園、保育所又は認定こども園を運営していること。
- (2) 本市の就学前教育・保育行政をよく理解し、積極的に協力できること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 事業を遂行できる十分な資力・知識・技術能力等を有し、財務内容が適正であり、継続的に安定した施設運営を行うことができること。
- (5) 事業を実施するために必要な経済的基盤として、応募する計画に係る以下の資金の合計を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、当座預金等）により有していること。
 - (ア) 年間運営費の12分の1以上の資金
 - (イ) 施設整備事業に係る費用の総額の10%に相当する資金なお、その資金は施設整備事業費に充当すること。
- (6) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

4. 運営条件

「岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年市条例第120号）、「岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年市条例第122号）、「岡山県福祉のまちづくり条例」（平成12年岡山県条例第1号）、「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」（平成29年市条例第9号）、その他児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び通知・通達等に準拠した運営を行うこと。

また、下記の内容を確実に実施すること。

(1) 延長保育

施設の基本開所時間は1日11時間とし、基本開所時間の後に1時間以上の延長保育を実施すること。

(2) 一時預かり事業

1号認定児の基本教育時間は午前9時から午後2時までとし、基本教育時間の前後及び長期休業日において、一時預かり事業を実施すること。

(3) 1号認定児の選考方法

1号認定児について、定員を超える申し込みがあった場合の選考方法は下記のとおりとし、その他の選考方法を設定する場合は、当該選考方法を下記①～③より下位の順位とすること。なお、選考は公平を期するため、抽選等の方法によって行うこと。

- ① 持ち上がりの児童を優先すること。
- ② 豊小学校区に居住する児童を優先すること。
- ③ 西大寺中学校区に居住する児童を優先すること。

(4) 障害児保育

障害のある子どもの受け入れを積極的に行うこと。また、受け入れ数に応じた保育教諭等の配置を行うこと。運営法人は、職員に対して発達障害等に関する研修会を定期的に開催する等、発達障害等に対する理解を深めること。

(5) 利用料金

入学金、施設整備費等の上乗せ徴収は原則として行わないこと。また、実費徴収を伴う習い事等については、法人職員、在園児保護者及び本市職員による三者協議会にて協議を行った上で実施すること。

(6) 教育・保育の目標及び内容

豊幼稚園、豊保育園で実践している教育・保育の目標及び内容を共同教育・保育等を通じて可能な限り引き継ぐこと。

(7) 行事

豊小学校及び地域との交流行事等、豊幼稚園及び豊保育園において実施している行事は、両園と調整の上、移管後も行うこととし、詳細については三者協議会にて決定すること。また、クリスマスやひな祭り等、社会通念上一般的な行事をのぞき、宗教的な行事は行わないこと。

(8) 職員配置等

①開園までに、定員数に対して必要な職員数を確実に確保すること。また、年齢や経験を考慮したバランスのとれた職員配置に努めること。

②調理員は、食数に応じた職員数を配置するとともに、アレルギー食、離乳食にも対応すること。

③職員の資質向上のため、職員の研修参加の機会を確保するとともに、積極的な参加を促すこと。

④豊保育園及び豊幼稚園の職員（会計年度任用職員）に情報提供するため、岡山市に対して採用に関する情報を遅滞なく提供すること。

(9) その他

豊幼稚園で実施している未就園児の親子対象の交流の場は、移管後も継続して実施すること。園庭開放については、園の運営に支障のない範囲での実施を検討すること。豊幼稚園、豊保育園で実施しているボランティア行事についても継続することとし、実施回数や方法については、三者協議会にて決定すること。

5. その他の条件

上記2及び4に定めることその他、下記の内容を確実に実施すること。

(1) 工事説明会

施設整備に着手する前に、地元関係者等を対象にした工事説明会を実施し、その結果を本市に報告するとともに、地元関係者等の要望等に誠実に対応すること。工事にあたっては、豊幼稚園、豊小学校の児童の登下校時の安全確保及び学習環境の確保のため、十分な交通安全対策及び防音・防じん・振動対策を行うこと。

(2) 三者協議会

運営法人として決定した後、令和4年度以降、法人職員、豊幼稚園、豊保育園の在園児保

護者及び本市職員による協議(三者協議会)を定期的で開催し、保護者の要望等には本市と相互に協力の上で誠実に対応すること。

＜三者協議会で協議して定めるもの＞

園名、園歌、制服・用品(移管前の園の継続利用を含む)、園行事、保護者会活動、通園ルール、送迎用駐車場の利用方法、習い事、その他

(3) 送迎用駐車場・駐輪場の整備と交通安全対策

上記 2(3)に定める土地内に、利用定員の 10%以上の送迎用駐車場を整備することを原則とする。ただし、近隣土地を取得するなどして整備する場合はこの限りではない。また、適切な広さの送迎用駐輪場(屋根付き)を整備すること。なお、緊急時対応用の職員の車を除き、職員の駐車場は上記 2(3)に定める土地に整備しないこと。園庭を広く確保することを念頭に、駐車場を安全に利用できるように駐車場レイアウトを検討すること。

通学児童、歩行者及び一般車両の安全な通行のため、岡山市と協議の上で渋滞緩和や交通安全対策を講じること。

(4) 共同教育・保育

運営法人は、施設の運営を開始する前に、6 か月程度の共同教育・保育を実施すること。また、実施にあたっては、実施方法等について本市職員及び豊幼稚園職員、豊保育園職員と十分に協議を行うこと。

(5) 在園児の受入れ

移管前年度の豊幼稚園の在園児のうち、移管後の認定こども園に 1 号認定での入園を希望する者は、確実に受け入れること。また、移管前年度の豊保育園の在園児のうち、移管後の認定こども園に 2・3 号認定での入園を希望する者は確実に受け入れること。

(6) 名称

施設の名称には「豊」を使用することとし、三者協議会にて協議を行う他、地元関係者等と十分協議の上で決定すること。

(7) 園児の健康・安全への対策及び安全な環境の確保

運営法人は、園児の健康及び安全のため、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができる体制等を整備すること。

また、園の安全な環境確保のため、外部からの不審者等の侵入防止のための措置等不測の事態に備え必要な対応を行うこと。

(8) 保護者の理解と相互関係の構築

運営法人は、常に保護者との連携協力関係を築くとともに、保護者の相互理解が深まるような取組みを実施すること。

(9) 地域との協力関係の構築

運営法人は、地域住民との連携協力関係を築き、地域に対して園の情報発信を行い、地域に根ざした園づくりをすること。また、育児相談等地域の子育て支援を積極的に取り組むこと。

(10) 協定書の締結

運営法人は、本市と協定書(別添)を締結した上で、その内容を確実に履行すること。

6. 募集要項の配布

- 【日 時】 令和3年7月2日(金曜日)から令和3年9月3日(金曜日)まで
(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- 【場 所】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)

※ 募集要項及び事前協議申請書は、岡山市公式ホームページからダウンロード可。

7. 事前協議

事業内容等についての確認のため、提出書類の提出に先立ち、事前協議を必須とする。

事前協議は、予め電話にて日時を予約し、事前協議申請書に必要事項を記入の上で、協議当日に持参すること。

- 【日 時】 令和3年7月2日(金曜日)から令和3年9月3日(金曜日)まで
(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- 【場 所】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
- 【協 議】 事前協議は、法人の代表者、事業責任者又は施設長予定者が同席するものとし
代理人のみによる協議や、電話による協議は受け付けない。
- 【連絡先】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
電話：086-803-1430(直通)

8. 提出書類の受付

事前協議が終了した法人は、下記のとおり提出書類を提出すること。

- 【受付期間】 令和3年9月6日(月曜日)から令和3年9月10日(金曜日)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- 【提出方法】 提出は持参のみとし、郵送等による提出は受け付けない。
- 【提出先】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
- 【注意事項】 提出書類を受け付けた場合であっても、募集条件や応募資格等に適合しない
場合は、審査は行わない。また、受付期間終了後の応募書類の差替えや内容
の変更は認めない。
- 【提出書類】 提出書類は下記のとおりとし、正本1部及び副本1部を提出すること。また、
番号の前に○印のある書類は、正本及び副本とは別に20部提出すること。

- 1 運営計画書【計画書】
- 2 保育事業計画書【保育計画書】
- 3 ヒアリング審査質問票【ヒアリング】
- 4 法人の登記履歴事項証明書、定款又は寄附行為

- 5 施設長就任承諾書
- 6 施設長予定者に関する書類
- 7 整備運営資金計画書【資金計画書】
- 8 自己資金内訳書
- 9 借入金明細書
- 10 借入金償還計画書
- 11 施設整備を行う年度及び事業開始年度の収支見込計算書
- 12 建物の平面図(各室の用途, 保育年齢, 定員, 床面積, 内法面積を明示), 配置図, 立面図【図面等】
- 13 部屋別面積調書【面積調書】
- 14 工事設計書
- 15 工事工程表【工程表】
- 16 関係機関との事前協議状況表【協議状況】
- 17 現在運営している施設の概要及び事業開始年月日を確認できる書類(パンフレット等で可)【参考資料】
- 18 福祉サービス第三者評価受審確約書
- 19 直近3か年の収支決算書及び貸借対照表【決算書】
- 20 運営計画に係る議事録(理事会議事録, 評議員会議事録等)
- 21 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書等)
- 22 その他審査に際し必要と認める書類

【提出書類の綴り方】

提出書類は, 書類番号順に仕切紙で分けて, 左綴じでフラットファイル等に折り込むこと。各書類は全てA4サイズ(片面印刷)とし, 仕切紙には書類番号を表示したインデックス(見出し)をつけること。

正本・副本以外の20部は, 左綴じ用の穴をあけ, 仕切紙にインデックスを文書名(【 】の名称)でつけること。

9. 審査及び評価

審査は, 応募件数に関わらず, 令和3年10月頃に開催予定の岡山市児童福祉審議会にて行うものとする。

「書類審査」(40点満点)及び「ヒアリング審査」(60点満点)とし, 計100点を満点とする。

ヒアリング審査の日時・場所は, 本市が指定し, 後日通知するものとする。

(1) 書類審査の項目

審査項目の詳細及び配点は, 書類審査基準表のとおりとする。

(2) ヒアリング審査の項目

審査項目の詳細及び配点は, ヒアリング審査質問票のとおりとし, 審査項目ごと10点を満点として, 審議会委員が採点し, 項目ごとの平均点の合計を点数とする。

(3) 評価基準

書類審査の合計点が20点未満の場合, 及び書類審査とヒアリング審査の合計で60点未満

の場合は選考から除外する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類が、提出期限後に提出された場合(ただし、本市が提出するよう指示したものは除く。)
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類等に重大な違背行為があったと本市が認める場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行ったと本市が認める場合
- ⑤ 本件の審査に係る岡山市児童福祉審議会委員への接触があったと本市が認める場合
- ⑥ 本募集要項の条件を満たさない場合
- ⑦ 運営法人として相応しくない事項があると本市が認めた場合や、関係法令等に違反すると本市が認めた場合

10. ヒアリング審査

ヒアリング審査の出席者は2人以内とする。施設長予定者は必ず出席するものとし、発言は原則として施設長予定者が行うものとする。

ヒアリング審査では、まず事業計画等について、口頭でプレゼンテーションを行うものとし、その後、質疑応答を行うものとする。

なお、プレゼンテーションでは、審査項目すべてををれなく説明すること。

11. 運営法人の決定及び結果通知

書類審査及びヒアリング審査の得点により順位付けをし、最高点の法人を運営法人とする。なお、審査結果については、応募法人全員に通知するものとする。

12. 運営法人選定及び開園までの主な日程

内 容	日 程
募集開始	令和3年7月2日(金曜日)
相談受付・事前協議	令和3年7月2日(金曜日)～ 令和3年9月3日(金曜日)
提出書類受付	令和3年9月6日(月曜日)～ 令和3年9月10日(金曜日)
審議会開催・運営法人決定	令和3年10月頃
国補助金交付申請・内示・交付決定	令和5年2月頃～令和5年6月頃
施設整備着手	補助金内示後
開園	令和6年4月

13. その他の留意事項

- (1) 提出書類等は返却しないものとする。また、提出書類等は情報公開の対象となり、請求により開示することがあるので、その点を承知の上で提出すること。
- (2) 本件の応募に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

- (3) 審査の必要上、応募者が運営する施設等の状況について、現地確認や調査を行うことがあるので、その場合は積極的に協力すること。
- (4) 資金計画において、国や市の施設整備費補助金の活用を見込んでいる場合であって、応募者の責に依らない事由により施設整備費補助金が活用できなくなった場合は、応募者からの申し出により運営法人としての決定を取り消すことがある。
- (5) 運営法人として決定した後の計画変更は原則として認めない。ただし、教育・保育の質の向上につながる内容や軽微な変更等であって、審査結果に影響を与えない場合のみ、本市との協議の上で認めることがある。
- (6) 運営法人として決定した後に、当初の施設整備計画や借入金等資金計画に大幅な変更があった場合は、運営法人としての決定を取り消すことがある。
- (7) 運営法人として決定した場合であっても、法令の規制等により事業計画の実施が見込まれない等、事業実施が困難と本市が判断した場合は、運営法人としての決定を取り消すことがある。
- (8) 本件審査に係る岡山市児童福祉審議会委員への接触は、直接又は間接を問わず禁止する。
- (9) 審査の公平性を期するため、応募者及びその関係者等から、本市担当者等に対し提出書類や事業計画の優劣等についての質問、相談等を行うことは、審査の前後を問わず禁止する。
- (10) 事業計画等に対する応募者以外から本市担当者等への質問等へは、一切応じない。
- (11) 本件は運営法人を決定するためのものであり、本市補助金を見込んだ事業計画により運営法人として選定された場合であっても、補助金の交付は予算に係る市議会の議決により決定するものであるため、運営法人としての決定は、補助金の交付を約束するものではない。なお、補助金の交付は別途手続きが必要であるため、当該手続きにおいては本市の指導及び指示に従うこと。また、補助金の支払いは、施設整備の完了検査後、当該補助金の実績報告が承認された後に一括払いとする。
- (12) 地元関係者や地域住民への説明や関係機関等との協議は、応募者の責任において行うこと。なお、運営法人として決定した後や、補助金の交付決定の後であっても、地元の反対運動等により事業の実施に支障があると本市が認める場合は、その決定を取り消すことがある。
- (13) 運営法人は、事業計画を確実に履行し、施設整備及び運営にあたっては、関係法令等を順守し、本市の指導及び指示に従うこと。
- (14) 施設整備に補助金を活用する場合は、施設整備に係る契約の締結等について、岡山市契約規則に準拠して行うこと。

<連絡先・提出先>

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所本庁舎9階

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 こども園推進課

電話：086-803-1430(直通)